

令和7年度「灘みんなの居場所・生活支援活動事業」助成募集案内

1. 助成事業の趣旨

この助成事業は、神戸市灘区社会福祉協議会（以下、本会）が個人、団体から贈られた寄付金を原資として、「子どもから高齢者、障がい者、既存の制度やサービスでは解決が難しい問題でお困りの方も、みんなが住み慣れた灘のまちで、安心して暮らしつつけられる地域共生社会の実現を推進するために、地域団体等が実施する「居場所づくり」「生活支援活動」の取り組みに対して、予算の範囲内で助成を行います。

2. 助成の対象団体について

灘区内の地域団体、灘区内を主な活動の拠点とする社会福祉法人や福祉増進を目的として活動する団体（以下、団体等）とします。なお、団体運営に従事するスタッフの人員は、3名以上とする。

《対象団体の例》

自治会、婦人会、老人会、ふれあいのまちづくり協議会などの地域団体、民生委員児童委員協議会、社会福祉法人、NPO法人、当事者団体、ボランティアグループ など

《対象外の団体》

政治的活動、宗教的活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団と密接な関係のある団体

3. 助成対象事業について

《対象となる事業》

灘区内の子ども、高齢者、障がい者、その他支援を必要とする者の福祉増進を目的とした「居場所づくり」「生活支援活動」事業

- ① 「居場所づくり」とは、地域の集会所等を活用し団体等が定期的（月1回以上）に実施する事業
 - ② 「生活支援活動」とは、地域住民の生活課題解決に向けた支援活動で「家事援助」「安否確認」「外出支援」「配食サービス」等の福祉活動事業
 - ③ その他、本会理事長が先駆的かつ公益的で、助成対象と認める事業
- 新規と拡充が該当します。
 - 原則として、希望者はだれでも参加可能であること、また、事業立ち上げ時に本会事務局職員が伴走支援に入り、居場所事業の効果的な実施を図ることを要件とします。

《対象外の事業》

- ① 団体等の所属員のみのお睦を目的とした事業やバザー等の収益を得ることを目的とする事業
- ② 神戸市のふれあいのまちづくり助成等、同一事業について、その他助成を受けている事業

4. 助成対象となる事業の実施期間

2025年4月1日～2026年3月31日

- ▶ ただし、複数年にわたり助成を継続することで効果や成果が発揮される事業については、3カ年を限度に複数年事業として助成を受けることができます。

5. 助成対象の基準額

- ① 事業運営の助成額は10万円を上限とする。
 - ② 「居場所づくり」は、新規立上げもしくは内容拡充に係る経費として、初年度のみ10万円を上限に助成。事業運営助成の10万円との併給も可能とする。
- ▶ 助成団体及び助成額は、福祉基金事業実施規則第10条の福祉基金運営委員会の議決に基づき、予算の範囲内で、本会理事長が決定します。

6. 助成対象となる経費

助成対象となる実施期間に執行する経費で、助成申請事業を実施するために真に必要な経費とします。

《対象となる経費》

費目	内容
ボランティア謝礼	ボランティアへの謝礼金。原則交通費程度とし、1回500円。
謝礼金	外部から招く講師への謝礼金（交通費を含む）。原則、1回5,000円以下で年間40,000円以下。
消耗品費	資料等作成に伴う紙類、文具、材料費など。 原則、消耗品費は申請額の25%以内。
材料費（食材費含） 注1）	利用者の飲食費、工作費により自宅に持ち帰るもの。 原則、利用者負担。助成経費の対象外。
印刷費	チラシ印刷・コピー代など広告宣伝にかかる経費など。
通信運搬費	資料送付に必要な切手代など。携帯使用料は助成経費の対象外。
保険料	事業実施に伴う行事保険やスタッフのボランティア保険など。
使用料・賃貸料	会場使用料など（団体所有の事務所、会場等は対象外）
備品購入費 注2）	おおむね1年を超えて使用に耐えるもの。ただし、活動を記録するためのカメラやビデオ、パソコンなど当該事業以外にも利用する備品購入費は除く。書籍やおもちゃに関しては、それぞれ上限2万円とする。また、高額不要と思える備品は対象外。 原則、備品購入は申請額の20%以内。

注1）原則として、材料費（利用者の飲食費、工作費）は利用者負担とし、経費の対象外とします。

注2）記載以外の経費についても、規定の趣旨に基づいて査定をいたします。

注3）備品購入に際しては、見積書またはカタログを申請時に添付する。

注4）団体等の運営に要する経費、事業に直接必要とされない経費、用途が特定できない経費、スタッフや団体構成員の飲食にかかる経費は対象外とします。

7. 応募方法

応募期間： 2024年12月2日から2025年1月10日まで

応募手続：「助成申請書（様式1号）」に必要書類を添付して提出して下さい。

- ▶ 本募集は、令和7年度の助成金交付決定の準備行為であり、本事業における助成金交付決定は、令和7年度予算について、本会理事会および評議員会（2025年2月）で承認されることを条件としています。

8. 助成決定及び助成金の交付

承認後、文書で結果を通知します。 決定通知書を受け取った後に申請内容に変更がある場合は、速やかにご相談ください。

助成金は、助成決定通知送付後、申請団体名義の口座へ振り込みます。（4月中旬予定）

※必ず申請団体名義の口座通帳を作成ください。

9. 事業報告

《実績報告》

当該年度の事業完了後10日以内（もしくは2026年4月10日まで）に「実績報告書（様式5号）」に必要書類を添付して提出して下さい。

※毎月の「実施状況報告書」の提出は廃止します。

10. 助成金の返還

以下の場合、助成金の全部又は一部を返還していただきます。

- ① 事業が中止（廃止）となった場合、又は著しく規模が縮小された場合
- ② 助成金の目的外使用・不正使用を行なった場合
- ③ 虚偽又は不正の行為によって助成金を受給した場合
- ④ 事業に要した経費が助成額よりも少なかった場合
- ⑤ その他「灘みんなの居場所事業」助成要綱の規定に違反した場合

11. 問い合わせ先

社会福祉法人 神戸市灘区社会福祉協議会

〒657-8570 神戸市灘区桜口町4-2-1 灘区役所6階

電話：078-843-7001（区役所代表） FAX：078-843-7077